

書を使用して、児童・生徒に対して、その視覚や聴覚に訴え、それぞれの履修内容に合った活用をすることで、本来の価値が発揮されるものと考えます。

先ほど申しあげましたように、デジタル教科書を使うことで、児童・生徒の書く、ノートにまとめる、といった作業がなくなるわけではありませんので、デジタル教科書の長所を最大限発揮していただきたいと考えているところでございます。あくまでも、教師用デジタル教科書は児童・生徒の学習の定着を促すために使用するものであり、現行の教科書の利用が基本となりますので、各団体からの御指摘もあるように、現行の教科書と併用して活用してまいります。

学校での学習は、教師と児童・生徒が向き合う中で、子供たちの深い学びにつなげていくことが基本であり、ICT機器については、あくまでも道具の1つとして活用を図るべきものと考えます。

私からの答弁は、以上でございます。

議

長 以上で、5番議員、牧野一仁君の一般質問を終わります。

引き続き、通告2番、1番議員、鈴木磯美君。

1 番 改めまして、おはようございます。通告2番、1番議員、鈴木磯美です。

まず、最初に今回の新型コロナウイルス感染症で命を落とされました方の御冥福と、今なお病氣と闘っている皆様にお見舞い申し上げます。

緊急事態宣言も解除され、世界中でワクチン開発が進み、終息に向け努力されていますが、第2波第3波が危惧され、国内外でもその徴候が見られています。昨日は、東京でも東京アラートが発動されていると思います。

また、発生当初から自らの感染リスクが高い中、命をかけて医療の最前線で日夜活躍していただいている医療従事者及び関係者の方々や新型コロナウイルスに関して闘っている全ての人に感謝いたします。

また、当町が救急業務を委託している小田原市消防では、患者さんを救急車に収容してから病院に搬送する収容依頼に対して、新型コロナウイルスが発生してから、非常に時間を要していると聞いております。

そんな中、新型コロナウイルスが世界中に蔓延する今、各地で官民を問わず懸命な対応により感染爆発の制圧に取り組んでおります。

県の「神奈川モデル」推進に関連して、重点医療機関に指定されている地

元基幹病院や院内感染が発生している近隣の基幹病院があるが、今後の医療崩壊も危惧されています。

町内においても、慢性疾患、持病等の治療のため診療を続けている医療機関や、入所者の重症化や集団感染が懸念されている介護施設では、懸命の感染防止対策が取られている。

このような出口戦略の見えない中、以下のことを伺います。

1つ目、町内の医療機関や介護施設等に対し、不足する物資等を提供するなどの支援策を講ずる考えは。

2つ目として、風水害や地震等の災害時における応援協定を締結している事業所や不足する物資等の調達能力がある事業所への協力依頼を要請する考えは。

3つ目として、町内事業所は、県の自粛要請により休業や時短営業で収入が激減しております。まだ先が見えず、長期化が懸念されている今日、テイクアウトやデリバリーを行っている事業所への支援をされていますが、町内でそういう事業を行っている情報を町のホームページや広報等で提供する考えは。

大きな2つ目として、今年も全国的に異常気象が懸念されております。防災・減災対策は重要な課題である。

そこで、昨年6月第2回定例会において行った一般質問の進捗状況について、以下のことをお伺いします。

1、いこいの村あしがらとの災害時応援協定の締結の進捗状況は。

2つ目として、災害時における物資搬送体制の協定締結の進捗状況はどうか。

以上、登壇としての御質問とします。

よろしく御答弁ください。

町長 通告2番、鈴木磯美議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、これまでの報道等において御承知のとおり、中国、湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連の肺炎患者の発生が報告され、その後、日本をはじめ、世界各地に感染が拡大し厳しい状況が続いております。

日本国内においては、4月7日に緊急事態宣言が発令、さらに5月末まで宣言が延長されましたが、新規の感染者数が減少傾向、限定的となったことから5月25日をもって宣言が解除されました。今後は、長丁場に備え、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図り「新しい生活様式」に移行していく段階となりました。

まず、大きな項目の1つ目、「新型コロナウイルス感染症対策について」、1点目の「町内の医療機関や介護施設等に対し、不足する物資等を提供するなどの支援策を講じる考えは」との御質問でございますが、不足する物資・資機材の供給について政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、増産や円滑な供給を関連事業者に要請することになっております。感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク等の必要な物資は国の責任で確保し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布するとともに、感染拡大防止策が特に必要と考える地域において配布を行うこととしております。さらには、マスク等の物資確保のため、国民生活安定緊急措置法を適用し、転売行為の禁止措置を講じるなど、医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進めることとなっております。

こうした中、医療機関や介護施設等の社会福祉施設につきましては、高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者に事業の継続を要請するものとされ、これら各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染症予防対策を前提として、継続的に提供されることが求められております。

特に、高齢者や基礎疾患を有する方々は重症化するリスクが高いことが報告されており、政府は、介護施設等での施設内感染対策の重要性に鑑み、地方公共団体の要望に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急輸送の要請や売渡しの要請等も念頭に置きながら、マスク、個人防護具や消毒薬等の優先配付を進めております。

町内の医療機関にあつては、こうした物資等の確保につきましては、それぞれが独自の供給ルートを持ち、必要な一定数量を自ら確保している状況にあります。町では、新型インフルエンザ感染症に備えて、マスクや防護服、消毒液等の備蓄を行っております。今回の新型コロナウイルス感染症におい

では、十分な対応ができている状況にありますが、この先、この状況がいつまで続くかということを考えますと、いつまで在庫がもつかといった状況もあり一定数を確保する必要があります。その辺りを含めまして、神奈川県をはじめ地元医師会や近隣市町と連携を取りながら物資等の供給・提供について支援等を行ってまいりたいと考えております。

また、町内のサービス提供事業者におきましては、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」をはじめとする厚生労働省の指針等を参考とした感染症対策、あるいは代替サービスを検討するなど柔軟なサービス提供により感染症対策に取り組んでおります。医療関係者もさることながら、福祉サービスに従事されている方々は、密閉・密集・密接のいわゆる3密の回避が困難な中で、感染拡大のリスクを負いながら緊張感を持って業務を進めており、関係者の皆様に対しましては、この場をお借りして感謝を申し上げる次第であります。このような状況下で、御指摘のとおりサービス提供に係る物資等は、充足している状況ではございません。このことから、町では各事業所に対して、マスク、消毒液等の不足数を照会し、国の優先供給スキームによる方法、県の独自調達及び町の備蓄を活用した対応を図っております。

具体的には、現在、町内には介護施設等として県指定サービス及び町指定サービス合わせて21の事業所がございしますが、それぞれの事業所に対しての支援策として、第1回目の各種衛生用品等の不足状況調査を2月27日付の県からの依頼で行っております。この調査に基づき、衛生用品としてマスク及び手指消毒用アルコールを町備蓄より3月11日に3事業所に配布しております。また、マスクにつきましては3月31日に追加で3事業所に、手指消毒用アルコールにつきましても配布したものがなくなった時点で配布を行いました。その後、手指消毒用アルコールについては国が構築した優先供給によるスキームに基づく配給が確立され、4月中旬より必要量が各事業所に配布されるとともに、5月2日には、県で一括購入したマスク、使い捨て手袋、介護用ガウン、ゴーグルの衛生用品の配布を行っております。なお、マスクに関しましては、町内の手芸サークルが作成した布マスクが、4月16日と5月11日に町社会福祉協議会を通じて提供され、県からの供給された一般用マスクとともに居住系施設にお配りしているところでございます。今後とも、県

との連携を密にし、介護施設等の感染予防のために必要な支援を行ってまいります。

次に、2点目の「風水害や地震等の災害時における応援協定を締結している事業所や不足する物資等の調達能力がある事業所へ協力を要請する考えは。」との御質問ですが、今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策に必要とされている多くの物資等については、町として、先の新型インフルエンザ感染予防対策として、マスク類が約4万7,000枚、消毒液が約200リットルのほか、防護服約600着など十分な備蓄があり、対応できている状況にあります。これまで企業の御厚意で次亜塩素酸水の配布なども行っておりますが、現状では、いまだにアルコール消毒液などは品薄状態が続いており、多くの方が不安に感じているところではないかと思われます。一刻も早い商品流通を願うばかりでございます。現在のところ大井町では感染経路が判明している方の感染者2名の患者にとどまっており、爆発的な感染拡大の様相もないことから、現時点では、事業所への協力要請の必要はないと考えております。

今回の新型コロナウイルス感染症に関しましては、地震や風水害といった災害と違い特定の地域ではなく、全国ほぼ全域で、かつ急速な蔓延により全国民に甚大な影響が及んでいることから、物資等の供給体制については国・県等において管理などを行う必要があるものと考えております。品薄で手に入りにくい商品については、国民の日常生活に必要なものであることや、市町村等のおおのこの自治体が確保してしまうことにより、物資不足がさらに拍車がかかることにつながってしまうことも考慮する必要があると思われます。

今後に向けては、第2波に備えるなど平時における備蓄が非常に大切であるろうと思っております。流通が通常どおりに戻った際には、町の準備もそうですが、町民に対しましても備蓄等の周知を図っていきたいと考えております。

3点目の「テイクアウトやデリバリーを行っている事業者の情報を町ホームページや広報等で提供する考えは」との御質問ですが、町といたしましても、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請に伴い、売上が減少している飲食店事

業者の支援策として、先般、補正予算の御承認を頂きましたが、テイクアウトを行う事業者に対し支援金を交付させていただいております。あわせて、足柄上商工会青年部が進める「おうち d e ごはん」の取組についても積極的に応援をしているところであります。

5月1日には、広報と一緒に足柄上商工会青年部が作成した「おうち d e ごはん」のチラシを全戸配布するとともに、町のホームページでもテイクアウトやデリバリーの情報を得ることができるよう、「おうち d e ごはん」の情報サイトにリンクを貼り周知を図っているところであります。

続きまして、次に、大きな項目の2つ目の、「防災・減災対策の進捗状況について」といたしまして、昨年6月の第2回定例会で行った一般質問での答弁を踏まえた、その進捗状況について細かく2点の御質問を頂いておりますので、順次、お答えいたします。

初めに、いこいの村あしがらとの災害時応援協定の締結の進捗状況についてですが、こちらは、宿泊施設を指定避難所とする例が全国的にも少なかったことなどから、参考となる事例を探すことに時間を要してしまったわけですが、いこいの村あしがらとの協議も整い、昨年11月29日付で協定書を取り交わすことができました。ひとまずは、避難所として利用させていただくという総論部分は担保できたわけですが、具体的な運用などについては、協議を重ねていく必要があると思っております。

次に「災害時における物資搬送体制の協定締結の進捗状況は」との御質問ですが、こちらは、当初、一般社団法人神奈川県トラック協会との協定締結を、足柄上地区1市5町の足並みをそろえた形で実現させていくことを考えていたわけですが、各市町の対応や考え方などを踏まえますと、足並みをそろえることにとられる必要はないのではないかという結論に至りました。そこで、今後は、有事における本町の物資搬送を想定した中で、どのような協定が有効か検証し、締結に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議 長 以上で、1番議員、鈴木磯美君の一般質問を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は10時30分です。